

石垣市市営林道管理要領  
石垣市市営林道管理要領の運用について

令和元年6月

石垣市農林水産部農政経済課

## 石垣市市営林道管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、市の林道についての管理に関し、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号）に定めるもののほか必要な事項を定め、林道の保全及び車両の通行の安全の確保並びに利用の円滑化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「林道」とは、林道規程に定める市が管理する林道台帳に登載されているものをいい、橋梁、車廻し場所、待避所等林道と一体となってその効用を発揮する施設又は工作物及び林道の附属物で当該林道に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この要領において林道の「附属物」とは林道の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保、その他林道の管理上必要な施設又は、工作物で次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 林道上のさく又は駒止
- (2) 林道上の植栽木等林道管理者の設けるもの
- (3) 林道標識又は里程標

3 この要領において林道管理者とは、石垣市長をいう。

### (林道の管理)

第3条 林道管理者は、林道の保全及び車両の通行の安全の確保並びに利用の円滑化を図るため、林道の適切な管理に努め、もって車両等の通行に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

### (林道台帳)

第4条 林道管理者は、林道の開設又は異動の都度、林道台帳を調製・整備し、これを保管しなければならない。

### (林道に関する禁止行為)

第5条 林道管理者は、次に掲げる行為を禁止し、林道の利用者に周知するとともに適切な指導を行うものとする。

- (1) 林道を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 林道に木材、土石等の物を置き車両の通行等に支障を及ぼす行為
- (3) 橋梁等の制限重量以上の車両の通行行為
- (4) ごみ等を投棄する行為
- (5) その他車両の通行等に支障を及ぼす行為

2 林道管理者は、前項各号に掲げる行為を行った者、又は行おうとする者に対して、原状に回復させる等の適切な措置を講ずるものとする。

(車両通行の禁止又は制限)

第6条 林道管理者は、林道の保全及び車両の通行の安全の確保並びに利用の円滑化を図るため次の各号のいずれかに該当する場合、区間を定めて、通行の禁止又は制限をすることができる。

- (1) 土砂の崩壊等による被災、その他の事由により車両等の通行が危険であると認められるとき
- (2) 異常気象のため、車両の通行が危険であると認められるとき。
- (3) 林道の使用にあたり、自然環境及び野生動植物の保全に支障があると認められるとき。
- (4) 林道の使用にあたり、これを著しく損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 市有林の管理及び事業実施のため、支障があると認められるとき。
- (6) 林道に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (7) 林業経営、森林の適正な管理及び野生動植物の保護を行う目的で林道を利用する者以外の車両が通行するとき。
- (8) その他林道管理者が必要と認められるとき。

(林道管理者以外の者が行う行為)

第7条 森林道管理者以外の者が林道の規格構造を変更しようとするとき、又は林道敷地(路側法面上部から路肩法面下部まで)の土地の形質を変更しようとするときは、あらかじめ、林道管理者と協議しなければならない。また、当該協議に係る内容を変更しようとするときも、同様とする。

(取付道の設置)

第8条 林道管理者以外の者が林道に道路等を取付けようとするときは、あらかじめ、取付けについて林道管理者と協議しなければならない。

(林道の占用)

第9条 林道敷地及び附属物に次に掲げる工作物又は施設を設置することあるいは林産物、鉱山物等を集積するなど、継続して林道を占用(以下「占用」という。)しようとする者は、林道管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、公衆電話、広告塔その他これに類するもの
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもの
- (3) 倉庫、材料置場その他これらに類する施設
- (4) 前記の他、林道敷地内に設置する工作物等

2 前項の承認は、石垣市公有財産規則第18条の規定により貸付又は使用が承認されている場合、それを要しない。

(林道の目的外使用)

第10条 林業経営や森林の適正な管理以外の目的で碎石、砂利、鉱物等林産物以外のものを継続的に運搬しようとする者又は訓練・競技等のため林道を使用しよう(以下「使用」という。)とする者は、林道管理者の承認を受けなければならない。

(占有又は使用の承認)

第 11 条 林道管理者は、林道の占有及び使用が林道の保全及び車両の通行の安全の確保並びに利用の円滑化に支障がなく、立地条件等やむを得ないと認めるときは、第 9 条の占有又は第 10 条の使用を認めることができるものとする。

2 林道管理者は、前項の占有又は使用を承認しようとするとき、林道の占有又は使用の承認を受けた者（以下「林道占有者」という。）に対し、林道の管理上必要な条件を付すことができる。

3 林道占有者は、第 1 項の承認に係る事項の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、林道管理者の承認を受けなければならない。

4 林道占有者は、現に占有又は使用している林道を継続して占有又は使用しようとするときは、あらかじめ、林道管理者の承認を受けなければならない。

(占有又は使用等の取り消し)

第 12 条 林道管理者は、林道占有者が前条第 1 項の承認又は第 2 項の条件の内容に違反したとき、占有又は使用等の承認を取り消すことができる。

(占有料及び使用料)

第 13 条 林道の占有料及び使用料は別に定めた場合を除き、これを徴収しない。

(原状回復)

第 14 条 林道占有者は、林道の占有又は使用が終了したときは、この要領第 11 条第 1 項の承認の期間までに、林道の占有をしている工作物等を除却し、又は使用により林道を損傷させたとき、林道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においてはこの限りでない。

2 林道占有者は、前項の原状回復が終了したときは、直ちに届け出るものとする。

3 林道管理者は、第 1 項の規定に基づく原状回復の措置が不適切である場合、林道占有者に対し速やかに必要な措置を講じるものとする。

(要領の取扱)

第 15 条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 18 日から施行する。

## 石垣市市営林道管理要領の運用について

石垣市の林道の管理については、石垣市市営林道管理要領（以下「要領」という。）によるもののほか、この運用によるものとする。

### 第1 林道の管理

#### 1 維持管理

林道管理者は、要領第3条の林道の管理にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 林道管理者は、路側法面上部から路肩法面下部までを管理し、その管理すべき林道の起点及び終点その他必要な場所に林道名、管理者名、延長、幅員等を明示した林道標識を建てるものとする。
- (2) 林道管理者は、排水施設の適切な管理を行い路面を安定させること。
- (3) 林道管理者は、林道の保全及び車両の通行の安全並びに利用の円滑化を図るため、必要な場所に道路標識その他を設置するほか、自動車防護柵、道路反射鏡等の交通安全施設の点検及び補修を行うものとする。
- (4) 林道管理者は、林道の巡回、点検を行い、落石及び法面の損壊等による危険の防止に努めること。
- (5) 林道管理者は、災害時、異常気象時等において交通の危険を防止する必要があるときは、速やかに交通規制の措置をとるなどして交通の安全確保に努めること。

#### 2 林道の標識等について

林道管理者は、車両の通行の安全と利用の円滑化を図るため、必要に応じて所轄の警察署長及び公安委員会等関係機関と協議の上、警戒、規制又は指示標識等を設けるよう努めるものとする。

#### 3 林道の巡回及び点検等について

林道管理者は、林道の巡回、点検を定期的に行うものとし、その結果を林道管理報告書（様式第1号）により整理するものとする。

#### 4 台帳整備について

要領第4条の林道台帳については、「民有林林道台帳について（林野庁長官通達H8.5.16 8 林野基第158号）」によるものとし、林道管理者は、毎年度6月末日までに前年度末の林道の現況を調製・整備するものとする。

#### 5 車両通行の禁止又は制限について

林道管理者は、要領第6条の規定により、林道の車両通行の禁止又は制限をしようとするとき、林道利用者が判るよう必要な場所に標識及びゲート等を設置し、利用者への注意喚起を促すとともに、必要に応じ、速やかに関係機関にその旨を報告するものとする。

6 林道管理者以外の者が行う林道の改変について

要領第 7 条の規定による協議は、林道構造変更協議書（様式第 2 号）によるものとする。

7 取付道の設置について

要領第 8 条の規定による協議は、道路取付協議書（様式第 3 号）によるものとする。

8 交通事故発生について

林道管理者は、林道において交通事故の発生を知ったとき、その状況を確認のうえ、林道交通事故状況報告書（様式第 4 号）を整備するものとする。

第 2 林道の占用及び使用

1 占用又は使用の申請について

(1) 申請書

林道管理者は、要領第 9 条及び第 10 条の規定により、林道を占用し又は使用しようとする者（以下「林道占用者」という。）について、次に掲げる事項を記載した林道占用（使用）承認申請書（様式第 5 号）を 20 日前までに提出させるものとする。

なお、要領第 9 条による市営林内の林道の占有については、石垣市公有財産規則第 18 条の規定によるものとし、本規定は適用しないものとする。

ア 林道の占用（使用）の目的

イ 林道の占用（使用）の場所（区間）

ウ 林道の占用（使用）の期間

エ 工作物又は施設の構造及び占用（使用）の規模

オ 工事の実施の方法及び実施時期

カ 林道の原状回復方法

(2) 申請書に添付する書類

林道管理者は、前記の申請書の提出にあたっては、必要に応じて次の関係書類の提出を求めることができる。

ア 位置図（工作物設置の場合は、附近 100m 内外の平面見取図）

イ 実測求積図、縦断図及び横断図

ウ 占用工作物の構造図

エ 碎石、砂利、鉱物等の搬出のための占用又は使用については、関係法令に定められた許可書の写し

オ 法令等の処分に係る行為については、関係法令に定められた許認可証の写し

カ 土地所有者の同意書

キ その他必要と認められた書類

(3) 占用（使用）内容の変更

要領第 11 条第 3 項による協議は、林道占用（使用）変更申請書（様式第 6 号）によるものとし、変更する 14 日前までに提出させ、その承認を受けさせなければならない。

## 2 占有又は使用の承認の基準について

林道管理者は、次号に適合するものに限り、要領第9条及び第10条の占有又は使用を認めることができるものとする。

### (1) 占有の場所

ア 占有施設は、建築限界外に設けるものとし、車両の通行に支障のないようにしなければならない。

イ 林道の交差、接続若しくは屈曲個所又は待避所には占有施設を設けてはならない。

ウ 電柱、用排水路、導水管又は下水道管等を橋梁等に取り付ける場合において、その占有施設の位置は、橋桁等の両側又は橋床等の下としなければならない。

### (2) 占有施設の構造

ア 占有施設の構造は、林道の構造又は車両の通行に支障のないよう必要な措置が講ぜられていなければならない。

イ 林道の建築限界は、次による。

(7) 有効高は、4.5メートルとする。

(4) 有効幅員は、車道及び路肩の幅員とする。

### (3) 占有又は使用の承認期間

ア 占有又は使用の承認期間は、3年以内とする。ただし、更新することができる。

イ 水道、電気、ガス事業等のための林道の占有の期間の特例

水道法（昭和32年法律第177号）工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）下水道法（昭和33年法律第79号）ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき、水道管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る）下水道管、ガスパイプ、電柱又は電線を道路に設置する場合の占有期間は同号アの規定にかかわらず10年以内とする。ただし、更新することができる。

### (4) 工事の実施方法

ア 占有に関する工事の実施方法は、次によらなければならない。

(7) 林道の維持及び車両の通行等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。

(4) 工事現場には、柵又は覆いを設けるほか、林道の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

### (5) 工事の実施時期

ア 工事は、交通に著しく支障を及ぼさない時期に行なわねばならない。

イ 林道を横断して掘削する工事、その他林道の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時期に行わねばならない。

### (6) 原状回復方法

ア 占有のため、林道を掘削した場合における林道の原状回復方法は次による。

(7) 掘削土砂をそのまま埋め戻す場合においては十分に締め固めること。

(4) 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合には、土砂の補充又は入れ替えを行った後埋め戻すこと。

(5) 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び土を盛って掘削前の路面形に締め固めること。

(I) 舗装道等については、舗装要綱による。

3 林道の継続占有（使用）

要領第 11 条第 4 項の規定による承認は、林道占有（使用）継続承認申請書（様式第 7 号）によるものとする。

4 標示板について

林道管理者は、林道占有者に対し、占有現場の見やすいところに占有期間中標示板（様式第 8 号）を設置するよう指導するものとする。

5 占有（使用）の終了（中止）について

(1) 終了報告

要領第 14 条第 2 項による届出は、林道占有（使用）終了（廃止）届（様式第 9 号）によるものとする。

(2) 原状回復について

林道管理者は、前号の届け出があった場合、林道の占有をしている工作物、物件又は施設の除却、又は、林道の損傷等の状況を確認しなければならない。

林道管理者は、要領第 14 条の第 3 項の措置を行ったとき、原状回復が終了した場合において、林道占有者に林道原状回復届（様式第 10 号）を提出させ、その確認を行なうものとする。

6 林道占有（使用）台帳の整備について

林道管理者は、その管理する林道の一部を占有又は使用させたときはその台帳（様式第 11 号）を整備し、これを保管しなければならない。